

## 下請負人の社会保険等加入義務の拡大について（お知らせ）

本局が令和2年4月1日以降に新たに入札公告・指名通知等を行う建設工事においては、二次下請以下を含む全ての下請負人は社会保険等※1の加入が必要となります。

### 記

#### 1. 対象となる工事

本局発注の工事請負契約を締結するもの全てを対象とします。

#### 2. 確認方法

契約締結後に受注者（元請業者）から提出される、施工体制台帳並びに再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において、社会保険等の加入状況を確認します。

#### 3. 未加入業者が確認された際の対応

受注者（元請業者）に対しての指名停止、並びに工事成績が減点となる場合があります。

#### 4. その他

- 加入義務のないものは、加入しているとみなします。
- 特別な事情※2がある場合には、未加入業者との下請契約を可とします。

	現行	改正後
社会保険等の加入対象となる下請範囲	1次下請負業者	2次下請以下を含む全ての下請負業者
未加入が確認された場合の措置	建設業法の許可権者への通報	建設業法の許可権者への通報 指名停止（契約違反） 工事成績評定減点（法令順守違反）
社会保険等の加入までの猶予期間	—	原則30日

どの保険に加入すべきかわからない場合には、最寄りのハローワーク（雇用保険）、年金事務所（健康保険、厚生年金保険）にお問い合わせください。

※1 社会保険等とは健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

※2 特別な事情とは、災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術等を必要とする工事で、そうした技術を有する者を下請負人としなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられます。

#### 【お問合せ先】

交通局財務課契約管財係 電話 022-712-8314